

市内・準市内業者の皆様へ 電子入札の辞退等の取扱いについて

本市、建設工事等の電子入札において、入札書提出後の辞退等について次のとおり取り扱うこととしますので、入札参加者におかれましては遺漏なきようご注意願います。

記

1 配置予定技術者による辞退を認める要件

一般競争入札において当該案件の応札後に、入札公告に記載した配置予定技術者の要件を満たす技術者が、病休若しくは退職又は他の受注工事に配置するなどの理由によりなくなった場合に限り、事後審査書類の提出を辞退することが可能です。この場合、事後審査書類の提出を辞退する意思を明示した書類の提出が必要であり、入札書が無効となるが、指名停止の措置要件には該当しません。

2 落札制限本数に関する対応について

落札制限本数にかかる公告の開札日が重複する場合に限り、調達公告番号が若い案件で、かつ案件番号が若い案件の順で落札者とし、その後、落札制限本数限度に至る場合は、入札書が無効となり、指名停止の措置要件には該当しません。

問い合わせ先
寝屋川市総務部契約課
TEL：072-825-2594